

生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、生活福祉資金貸付事業の実施に要する費用について、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、県社協が「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）及び「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知）」に基づいて行う貸付事業とする。

(補助金交付額の算定)

第3条 補助金の交付額は次の区分により算出された額の合計額とする。

- (1) 生活福祉資金の貸付原資として知事が別に定める額
- (2) 生活福祉資金の欠損補てん積立金として知事が別に定める額
- (3) 生活福祉資金の貸付等の事務に要する経費

次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
次に掲げる額の合算額	県社協が生活福祉資金の貸付事業を行うために必要な次の①～④に掲げる額の合算額
①社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額	① 県社協が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費、委託料以外は県社協の職員の給与に関する規定及び県社協の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金
②市町村社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額	② 市町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）
③民生委員実費弁償費 知事が別に定める額	③ 貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費
④生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事が別に定める額	④ 平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費 諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料）

(申請書の様式及び提出期限)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする県社協に対し通知するものとする。
- 3 当初の交付決定を受けた後、事情の変更により当初の交付申請の内容を変更する必要がある場合には様式第1-2号により、別途定める期限までに知事あて申請すること。

(申請書の添付書類等)

第5条 前条の申請書には、事業計画書を添付するものとし、規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

- 2 条例第2条第2号に掲げる収支予算書及び第3号に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払いで交付する。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 貸付資金の運営に関し、必要な規程を定め知事の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (9) 県社協は、知事の承認を受けて、生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。
- (10) 県社協は、知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならない。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単

価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 県社協は、保有している生活福祉資金貸付事業に係る貸付原資の額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合又はその額が厚生労働大臣が別に定める基準に照らして過大であると認められる場合には、様式第4号により知事に報告し、その指示を受け、各年度における補助金の額の合計額を限度として、知事が指定する期日までに県に返還しなければならない。

(13) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。また、仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第9条 県社協は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求にかかる事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、当該年度の末日、または、事業の完了後（補助事業の廃止、会計年度終了の場合を含む。）2月以内のいずれか早い日とする。

（実績報告書の添付書類）

第11条 前条の実績報告書には、事業報告書を添付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 知事は、県社協が第8条第4号の条件に違反したときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第13条 県社協は、様式第6号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から適用する。

様式第1号

年度生活福祉資金貸付事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長

下記により 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-------------|-----------|---|
| 1 補助申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金所要額調書 | (別紙1のとおり) | |
| 3 補助金所要額内訳書 | (別紙2のとおり) | |

添付書類

- 1 事業計画書

様式第 1 - 2 号

年度生活福祉資金貸付事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長

下記により 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------------|-------------|
| 1 | 補助申請額 | 金 | 円 (A) |
| 2 | 既交付金額 | 金 | 円 (B) |
| 3 | 変更増減額 | 金 | 円 (A) - (B) |
| 4 | 補助金所要額調書 | (別紙 1 のとおり) | |
| 5 | 補助金所要額内訳書 | (別紙 2 のとおり) | |

様式第2号

年度生活福祉資金貸付事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け で申請の 年度生活福祉資金貸付事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付の条件
 - (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更はしてはならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

様式第2-2号

年度生活福祉資金貸付事業費補助金変更交付決定通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け で申請の 年度生活福祉資金貸付事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 既交付金額 金 円
- 2 変更交付金額 金 円
- 3 支払方法 概算払
- 4 交付の条件
 - (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更はしてはならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

様式第3号

年度生活福祉資金貸付事業費補助金事業実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた生活福祉資金貸付事業費補助金については、当該事業が完了したため、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|----------------|-----------|---------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 金 | | 円 |
| 2 補助事業の実施期間 | | 年 月 日から | |
| | | 年 月 日まで | |
| 3 補助事業の精算書 | (別紙1のとおり) | | |
| 4 補助事業の支出済額内訳書 | (別紙2のとおり) | | |

添付書類

- 1 事業報告書

様式第4号

生活福祉資金貸付事業費補助金（貸付原資）の返還に係る報告書

番 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長

生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第8条（12）の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 対象となる資金の種類 | 資金分 |
| 2 | 年度末現在保有資金額 | 金 円 |
| 3 | 補助金（貸付原資）返還額 | 金 円 |
| 4 | 補助金（貸付原資）の返還理由と返還額の算出根拠 | |
| 5 | その他参考となる書類 | |

様式第5号

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度生活福祉資金貸付事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第8条(13)の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第14条の規定による額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

様式第6号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地： _____

事 業 者 名： _____

代表者職・氏名： _____

年度生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	収 入 額 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G
1 生活福祉資金 貸付金 (貸付原資)							
2 生活福祉資金 貸付金 (欠損補てん 積立金)							
3 生活福祉資金 貸付事業推進費 (事務費)							
合 計							

- 注 1 A欄には、当該事業にかかる総事業費の額を記入する。
 2 B欄には、当該事業に係る収入予定額（寄付金を除く。）を記入する。
 3 D欄には、A欄の経費のうち、補助対象経費の支出予定額を記入する。
 4 E欄には、第3条の補助基準額を記入する。
 5 F欄には、C欄、D欄及びE欄に掲げる額のうち、最も少ない額を記入する。
 6 G欄には、F欄の額を記入する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

年度生活福祉資金貸付事業費補助金精算書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出済額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	県補助金 所 要 額 G	県補助金 受入済額 (交付決定額) H	補 助 金 過不足額 (H-G) I
1 生活福祉資金 貸付金 (貸付原資)									
2 生活福祉資金 貸付金 (欠損補てん 積立金)									
3 生活福祉資金 貸付事業推進費 (事 務 費)									
合 計									

- 注 1 A欄には、当該事業にかかる総事業費の額を記入する。
 2 B欄には、当該事業に係る収入額（寄付金を除く。）を記入する。
 3 D欄には、A欄の経費のうち、補助対象経費の実支出額を記入する。
 4 E欄には、第3条の補助基準額を記入する。
 5 F欄には、C欄、D欄及びE欄に掲げる額のうち、最も少ない額を記入する。
 6 G欄には、F欄の額を記入する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙 2

生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書

(単位：円)

区 分	対象経費の支出予定額		基 準 額	積 算 内 訳
	科 目	金 額		
社会福祉協議会貸付 事務費				
市町村社会福祉協 議会貸付事務費				
民生委員実費弁償費				
生活福祉資金債権 管理強化推進事業 費				
合 計				

- 注 1 本表は、別紙 1 の区分 3 の D 欄の「対象経費の支出予定額」及び「基準額」の内訳を記入するものである。
- 2 科目欄には、要綱第 3 条の対象経費欄に列挙されている科目を記入すること。
- 3 積算内訳欄には、単価、人数等の積算基礎を記入すること。

別紙 2

生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書

(単位：円)

区 分	対象経費の実支出額		基 準 額	積 算 内 訳
	科 目	金 額		
社会福祉協議会貸付 事務費				
市町村社会福祉協 議会貸付事務費				
民生委員実費弁償費				
生活福祉資金債権 管理強化推進事業 費				
合 計				

- 注 1 本表は、別紙 1 の区分 3 の D 欄の「対象経費の支出済額」及び「基準額」の内訳を記入するものである。
- 2 科目欄には、要綱第 3 条の対象経費欄に列挙されている科目を記入すること。
- 3 積算内訳欄には、単価、人数等の積算基礎を記入すること。